

## **[事案 2023-227] がん入院給付金等支払請求**

・令和6年6月3日 和解成立

### **<事案の概要>**

約款の支払事由に該当しないことを理由に、がん入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和5年7月に十二指腸がんで入院、手術したため、平成21年7月に契約したがん保険にもとづき、がん入院給付金等を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、がん入院給付金等を支払ってほしい。

- (1)内視鏡検査中に採取した組織の病理組織学的検査で十二指腸がんと指摘され、がん治療を目的に令和5年7月に入院を開始した。
- (2)入院の目的は、がんとその周囲の切除と医者から説明されており、実際にその手術も受けた。
- (3)診断書記載の手術名から、明らかにがんの治療、手術を行っている。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)令和5年7月の病理組織学的検査の結果は、がんではなかった。
- (2)本契約の約款に定める「診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院および手術」には該当しない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。